

# 「困ったなあ」

## 「答えます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

### 父と弟を同時期に亡くしました。 遺産の分割で悩んでいます。

父と弟をほぼ同じ時に亡くしてから、半年が経ちます。母と私はショックからようやく立ち直り、いろいろなことに手を付けることにしました。

70歳の父は、出張中のホテルで突然亡くなりました。心筋梗塞でした。血圧は少し高めでしたが元気だったので、遺言はありません。発作が起きたのも家だったから、私か母が救急車をすぐに呼んだし、もしそうだったら助かったかもしれません。穏やかな人でしたが、死に顔は苦悶の表情で、どんなに苦しかっただろう、辛かっただろうと思うと、今でも平常心ではおれません。

弟は学生時代からの山男でした。山が人生最大の目的だからと会社勤めもせず、一生独身だろうと思っていたら、何の弾みか子供ができた結婚をしたけれど、うまくいくはずがなく、すぐに離婚しました。弟が養育費を払っていたのかどうか、私たちには何も言ってこず、10年ほど経ちました。最後は海外で遭難しましたが、山で死ぬのが本望だと言っていたので、後悔はないと思

います。

父の死亡日ははっきりしていませんが、時間には幅があります。弟の方は遭難したのがその頃というだけで、死亡日は分かりません。父には不動産や預貯金、証券などの遺産があります。弟には何もなかったと思います。弟の別れた嫁とは音信不通ですが、父の遺産はどう分けるべきなのでしょう。よろしくお願いします。

### 弟さんに代わって相続する、 甥御さんも含めた話し合いを。

ご不幸が重なり、なんともお気の毒です。弟さんはまだ30代とお若く残念なことですが、死の危険は織り込み済みなので、ご本人には確かに後悔はなかったかもしれませんね。

お二人は全く別の機会に死亡しているし、死亡時に前後があるはずですが、その証明ができないので、「同時死亡の推定」(民法32条の2)が適用されます。お互いが相続関係に立たないで、弟さんに子供がいなければお母さまとご相談者各半分の相続ですが、子供がいるので、その子が亡父を代襲相続します(同887条2項)。お母さま2分の1、ご相談者と甥御さんが各4分の1です。

つまり、甥御さん(未成年なので、正確には、その法定代理人である母親)抜きでの遺産分割はできません。所有権は時効にかからないので、10年待っていれば…。という話ではありません。音信不通のことですが、弁護士照会で戸籍を取り、住民票を追っていけば居所は分かかりますよ。

### 遺産分割協議書

その上でお父さまが亡くなり、その遺産について相続権があることを知らせ、話し合いたい旨を通知すればよいのです。向こうがもしそんなのは要らないというのであれば、家裁に相続放棄の申し立てをしてもらえばよいです(自己のために相続の開始があったことを知った時から3カ月以内。915条)。でもどうなのでしょう、普通はもらうでしょうね。子供を育てるにはお金がかかりますからね。そうであれば普通に話し合っ

て遺産を分割すればよいし、もしその話し合いがうまくいかなければ調停を起せばよいのです。あと申し上げておきたいことは、いつかお母さまが亡くなった時、その遺産はやはりその甥御さんが代襲相続するので、ご相談者と甥御さんが各半分の取り分になります。お母さまがもし全部をご相談者にと考える場合は、その旨の遺言を書いておかねばなりません。もちろんそうしたとしても、甥御さんには遺留分侵害額請求権(旧「遺留分減殺請求権」)があるので、1年以内に行使されれば、4分の1相当額の金銭保障をしなければなりません。